2025 年 12 月 25 日

規約改定のお知らせ

2026 年 1 月 1 日をもって、「IP 電話個別規約」を以下の通り改定いたします。
会員の皆さまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

「IP 電話個別規約」の改定内容

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>第1条（適用）
本個別規約は、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」という）が定める、「ぷらら法人標準規約」（以下「標準規約」という）において、会員に提供する IP 電話サービス（以下「法人法人ぷらら IP 電話」の提供条件を定める個別規約（以下「本個別規約」という）として発効します。</td><td>第1条（適用）
1. 本個別規約は、株式会社NTTドコモ（以下「当社」という）が定める、「ぷらら法人標準規約」（以下「標準規約」という）において、会員に提供するIP電話サービス（以下「法人ぷららIP電話」の提供条件を定める個別規約（以下「本個別規約」という）として発効します。</td></tr>
<tr><td>第2条（法人ぷららIP電話）
1. 以下に定義する法人法人ぷららIP電話は、標準規約第2条により入会契約が成立した会員が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い手続きを完了した時から利用できるものとします。

2. 以下に定める種別の法人法人ぷららIP電話を提供するものとします。また、法人法人ぷららIP電話の種別を追加する場合は、当社が運営するWebページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。
<table>
<tr><th colspan="2">法人法人ぷららIP電話</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>ビジネスぷららフォン for フレ</td><td>レギュラープラン</td><td>・標準規約への同意および以下のいずれかの契約の1ログインIDに1契約可能とする。
・接続サービス個別規約
・えでゅけっと個別規約</td></tr>
</table></td><td>第2条（法人ぷららIP電話）
1. 以下に定義する法人ぷららIP電話は、標準規約第2条により入会契約が成立した会員が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い手続きを完了した時から利用できるものとします。

2. 以下に定める種別の法人ぷららIP電話を提供するものとします。また、法人ぷららIP電話の種別を追加する場合は、当社が運営するWebページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。
<table>
<tr><th colspan="2">法人ぷららIP電話</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>ビジネスぷららフォン for フレ</td><td>レギュラープラン</td><td>・標準規約への同意および以下のいずれかの契約の1ログインIDに1契約可能とする。
・接続サービス個別規約
・えでゅけっと個別規約</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

ッツ（以下「フレッツフォン」という）		・前項契約について、フレッツ・ADSL対応コースあるいはフレッツ光対応コースを利用していること。 ・NTT東日本・西日本のフレッツ・ADSL あるいはBフレッツ、フレッツ光ネクストを契約し利用していること。 ・広帯域（利用実行速度300kbps以上／1通話）のIP通信が可能である環境を準備していること。
	マルチプラン	

第4条（料金）

（省略）

3. 法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、法人ぷららIP電話のホームページに定めるところによります。
4. 会員は法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を当社に支払うものとします。
5. 法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いについて、会員と当社との間に生じる問題を理由として、会員が支払いを拒む場合には、当社は、当該紛争期間中において、当該会員による法人ぷららIP電話の利用を停止することができるものとします。
6. 当社は、本個別規約に異なる定めのある場合を除き、法人ぷららIP電話に関して、契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、会員から受領した法人ぷららIP電話の利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他の債務の払い戻しは行いません。ただし、法人ぷららIP電話の解約が当社の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。

ッツ（以下「フレッツフォン」という）		・前項契約について、フレッツ・ADSL対応コースあるいはフレッツ光対応コースを利用していること。 ・NTT東日本・西日本のフレッツ・ADSL あるいはBフレッツ、フレッツ光ネクストを契約し利用していること。 ・広帯域（利用実行速度300kbps以上／1通話）のIP通信が可能である環境を準備していること。
	マルチプラン	

第4条（料金）

（省略）

3. 法人ぷららIP電話の利用料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、法人ぷららIP電話のホームページに定めるところによります。
4. 会員は法人ぷららIP電話の利用料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を当社に支払うものとします。
5. 法人ぷららIP電話の利用料金、電話ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いについて、会員と当社との間に生じる問題を理由として、会員が支払いを拒む場合には、当社は、当該紛争期間中において、当該会員による法人ぷららIP電話の利用を停止することができるものとします。
6. 当社は、本個別規約に異なる定めのある場合を除き、法人ぷららIP電話に関して、契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、会員から受領した法人ぷららIP電話の利用料金、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他の債務の払い戻しは行いません。ただし、法人ぷららIP電話の解約が当社の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。

第5条（その他）

（省略）

2.　月額料金（全て税込料金で表記）　※別途従量制通話料金がかかります。

法人ぷららIP電話			月額料金
レギュラープラン	最低通話料金（※）		2,200円
	ユニバーサルサービス料		－
	電話リレーサービス料		－
マルチプラン	基本料金	1番号2チャネル（同時接続）	396円
	追加チャネル（同時接続）利用料金	3チャネル（同時接続）以上利用時の1チャネル（同時接続）あたりの追加料金	198円
	050番号追加料金	2番号以上利用時の1番号の追加料金	110円
	ユニバーサルサービス料		－
	電話リレーサービス料		－

第5条（その他）

（省略）

2.　月額料金（全て税込料金で表記）　※別途従量制通話料金がかかります。

法人ぷららIP電話			月額料金
レギュラープラン	最低通話料金（※）		2,200円
	電話ユニバーサルサービス料		－
	電話リレーサービス料		－
マルチプラン	基本料金	1番号2チャネル（同時接続）	396円
	追加チャネル（同時接続）利用料金	3チャネル（同時接続）以上利用時の1チャネル（同時接続）あたりの追加料金	198円
	050番号追加料金	2番号以上利用時の1番号の追加料金	110円
	電話ユニバーサルサービス料		－
	電話リレーサービス料		－